



平成21年5月25日

各 位

会 社 名 グランディハウス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 晃
(コード番号：8999 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 齋藤 淳夫
(TEL. 028-650-7777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ 株式等取扱規程に定める事項を明らかにするため、現行定款10条に「株主の権利行使に際しての手續等」の文言を追加するものであります。
- ⑤ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上

下線は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条（条文省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>（株主名簿管理人） 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。 3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>（株式等取扱規程） 第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規程による。</p> <p>（基準日） 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第12条～第43条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第7条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（株主名簿管理人） 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>（株式等取扱規程） 第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規程による。</p> <p>（基準日） 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第11条～第42条（現行通り）</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>